

第11次東御市交通安全計画（概要版）

生活環境課生活安全係

1 計画の概要

(1) 目的

市と関係行政機関等が一体となって市内の交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な施策の大綱を定めるものです。

(2) 本計画の位置づけ

国の第11次交通安全基本計画が令和3年3月に策定されたことに伴い、長野県が第11次長野県交通安全計画を令和3年6月に策定しました。これらの計画に基づき、市において第11次東御市交通安全計画を策定します。

(3) 計画の期間

令和3年度から令和8年度までの6年間

【期間を6年間にする理由】

第11次東御市交通安全計画を、例年よりも1年多い令和3年度から令和8年度の6年間とし、最後の1年間は第12次長野県交通安全計画（令和8年度から5年間）に基づき、第12次東御市交通安全計画を策定するための期間とします。

第12次東御市交通安全計画は令和9年度から令和13年度までの5年間とし、これ以降も5年の期間とします。

2 今回の計画における重視すべき主な視点

(1) 高齢化に伴い、更に増加する高齢運転者が交通事故を起こさないための対策の強化や運転免許証を自主返納した方への支援施策の充実等を図ります。

(2) 子どもに関係する交通事故を減らしていくために、未就学児や子どもが日常的に移動する生活道路における安全確保や交通安全教育の充実等を図ります。

また、東御市通学路交通安全プログラムに基づく定期的な合同点検の実施等の結果を踏まえ、必要な対策を推進し、通学路の安全確保に努めます。

(3) 地域社会のニーズ等を踏まえつつ、行政、関係団体、住民等の共同により地域が一体となった交通安全対策を推進し、市民全体の交通安全意識の醸成に努めます。

3 計画策定の概要スケジュール

年月	内容
令和3年 9月22日	まちづくり審議会へ諮問
11月25日	まちづくり審議会にて意見聴取
令和3年12月14日～令和4年1月13日	パブリックコメント実施
3月17日	まちづくり審議会から答申
3月	計画公表

計画の期間

交通安全計画は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第26条第1項の規定により、国・県の交通安全計画に基づき、策定するものです。

東御市では、市と関係行政機関等が一体となって市内の交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な施策の大綱とし、「東御市交通安全計画」を定めています。

また、市交通安全条例に基づき、関係行政機関等と連携して市内の交通安全対策を推進し、究極的には交通事故のない交通安全社会を目指します。

令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間



◇第11次東御市交通安全計画の期間を6年間とすることについて

第11次東御市交通安全計画を、例年よりも1年多い令和3年度から令和8年度の6年間とし、最後の1年間は第12次長野県交通安全計画(令和8年度から5年間)に基づき、第12次東御市交通安全計画を策定するための期間とします。

第12次東御市交通安全計画は令和9年度から令和13年度までの5年間とし、これ以降も5年の期間とします。

第11次東御市交通安全計画施策体系

